

## 第1 はじめに

- 男女共同参画センターの機能強化を図るにあたり、その業務及び運営に係るガイドラインの作成に関する検討を行うため、令和5年11月より計6回ワーキング・グループを開催し、全国の男女共同参画センター(センター)の実態調査及び議論を実施。
- ガイドラインは、地方自治法に基づく技術的な助言として、地方公共団体に対し、画一的な対応を求めるることはせず、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて、センターの役割を十全に果たすことを前提に、柔軟に運用されるべきものとして作成する。

## 第2 男女共同参画センターの役割

## 1 地域における男女共同参画を巡る状況

ジェンダーギャップの影響による若年女性の転出が、少子化・人口減少加速要因の一つとなっており、持続可能な地域社会のため男女共同参画に関する課題解決の取組が急務。

## 2 男女共同参画センターの役割

広く地域の関係機関・団体とネットワークを築きながら、広報啓発や講座、研修、相談対応等の事業をよりきめ細かな形で展開することで、地域において男女共同参画社会を実現すること。

## 3 男女共同参画センターの位置付け

- 現在、センターに法的根拠がないところ、その意義について財政当局から理解を得ることが難しく、設置の有無や人員体制、予算、事業内容に地域間格差が生じている。
- 地域における男女共同参画施策を推進するための拠点としてセンターを法律に位置付け、法律上の根拠を持つ存在である旨をガイドライン上でも明記するとともに、柔軟に体制を確保できる制度とすべき。

## 4 男女共同参画センターの理念

センターの機能及び業務は、男女共同参画社会基本法第3条～第7条に規定する5つの基本理念に則って実施することが前提。

## 第3 各業務の基本的考え方と具体的内容

## 1 地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応

- 男女共同参画に関する図書等の情報収集・整理、提供  
公立図書館との連携や図書・資料のデジタル化による図書の提供方法の工夫
- 調査研究  
NWEC(※)の支援の下、地域住民等を対象にしたアンケート調査や地域の課題・実態に関するテーマ別の調査研究の実施 ※(独)国立女性教育会館の機能強化後の法人

- 相談対応  
・NWECの開発した研修教材等の活用による相談員としての資質向上、相談体制の充実  
・女性のみならず、男性を対象とした相談体制の確保

## 2 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施

- 男女共同参画所管部署だけでなく、全局的に各部署と「顔の見える関係」を構築し、センターが把握した地域課題やニーズに基づき、地方公共団体の施策検討に寄与
- 具体的には、地方公共団体の施策について、評価・検証、助言を行ったり、地方公共団体の施策に先駆けてパイロット事業を展開したりする等

## 3 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

- センターの存在や役割のほか、男女共同参画という考え方を分かりやすく発信
- 出前講座等を通じた、企業や学校、地域コミュニティ(自治会、消防団等)との日常的なつながりづくりによる活動の裾野の拡大

## 第4 業務実施のための環境整備

## 1 人材の確保・育成

【センター職員に求められる能力】

- ・調整力 ・課題発見力 ・企画立案・実践力
- ・デジタルリテラシー ・専門的な知識

## 2 業務のデジタル化

NWEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームの検討を進め、電子化された各センターの定期刊行物、講座やイベントの概要、講師の情報等を他のセンターに共有するなどデジタル化を活用。

## 3 地方公共団体間の連携の在り方

- 市町村設置のセンターは、地域住民に密着した相談対応や講座等の業務を展開し、都道府県設置のセンターは、より広域的な視点からの課題把握等を行う。
- 単独の市町村においてやむを得ずセンターの事業実施が難しい場合、市町村間の広域連携(センターの共同設置や事業の共同実施)、または都道府県による補完・支援も考える。

## 4 地域における様々な関係者との連携

## (1)若年層に対する教育に関する学校等との連携

- 学校に直接出向いて出前講座の実施や学校の社会科学習の受入れ
- 教育委員会に対して、デートDVや性暴力等への対策に関する啓発を行い、センターの相談窓口を学校に広く周知

## (2)女性の職業生活支援に関する事業者団体等との連携

- パソコンスキルや日商簿記等、商工会議所が提供する講座について、商工会議所と連携し、女性のエンパワーメントや復職のための資格取得講座として実施

## (3)女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の相談支援機関との連携

- 女性相談支援センターにて一時保護された被害者を対象に、今後の生活の立上げに向けた自立支援講座や被害者の居場所づくり事業といったアフターケアを実施

## (4)政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する地方公共団体の関係部署等との連携

- 議会や選挙の仕組みに関する勉強会、プレゼン力向上講座の開催
- 女性議員によるセミナーやトークイベント、模擬議会等の開催

## (5)男女共同参画の視点に立った防災の推進に関する地域コミュニティとの連携

- 避難所運営に携わる自治会や自主防災組織が参加する形でワークショップを開催し、炊き出しや掃除といった特定の活動が特定の性別に偏らないようにする体制や、プライバシーの確保等、安全・安心な避難所の在り方の検討

## 5 直営、委託及び指定管理の場合における留意点

運営形態に関わらず定期的・客観的に業務の効果等を評価するとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。

## 6 個人情報の保護と守秘義務の徹底

相談対応を始めとする業務の性質上、個人情報保護法に則った対応が求められる。

## 7 男女共同参画センターの利用促進のための取組

- これまで利用者が一部の層(女性、高齢者等)に固定化している等の課題があるため、男性や若年層の利用を進める。
- 今後の社会構造や時代の変化に伴い、例えば、外国籍の住民等の多様なニーズに応えていく。

## 8 男女共同参画センター設置に当たっての留意点

- 既存施設にセンターの名称・機能を付与することも可能とする。
- センターを条例で設置した場合、連携・協働が進めやすい等の利点も考えられる。